

最終提言素案 4 - 6 ダム (今本委員案)

4 - 6 ダム

(1) ダムの新設について

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム(貯水池)が全国の河川に建設され、これらが産業・経済の発展に多大の貢献をしてきたことは高く評価される。しかし、ダムは、河川の水質や水温に深刻な悪影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する、などにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。

したがって、河川環境保全の観点からは、新たなダムを建設することは、いかなる目的のものであろうと、できるだけ抑制するべきである。とくに、治水については、「対象規模以下の洪水に対する水害の発生防止」から「破堤による壊滅的被害の回避」へ、また「河川整備を中心とした治水」から「流域全体で対応する治水」へ、利水については、「水需要予測に応じた水資源の開発」から「水需要管理による水需要の抑制」へと、それぞれの理念が転換されることに応じて、ダムの必要性や緊急性等について抜本的な見直しが必要である。

すなわち、新たなダムの建設は、河川環境保全の観点ならびに転換された治水あるいは利水の理念に沿ったうえで、ダム以外に実現可能で有効な方法がない場合にかぎり認められるものであり、さらに、ダムの必要性や緊急性等から、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

また、ダムを新設しようとする場合には、住民が新設の適否を判断するに必要な情報を、計画段階から公表するとともに、十分理解できるように説明しなければならない。

(2) 既設ダムの改良について

わが国の河川にはすでに多くのダムが建設され、自然環境に重大な悪影響を与えているものが少なくない。したがって、これらのダムについては、最新の技術を駆使して、ダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系の連続性の回復(魚道の設置など)、排砂機能の追加などを実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についての検討も必要である。